

# 令和6年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案) 〔工事〕

令和6年2月28日



国土交通省 関東地方整備局

# 目次

1. 入札・契約、総合評価に関するこれまでの取組・・・	2
2. 令和5年度の実施状況 .....	4
3. 令和6年度の実施方針(案) .....	12

# 1. 入札・契約、総合評価に関するこれまでの取組

## 国土交通省における入札契約制度改革の取り組み

公共工事の入札契約制度は、工事の適正な施工を確保するとともに、これを請け負う建設業の健全な発達を図る観点から、それぞれの時代の課題に対応して、制度の見直しを実施

明治22年

### 会計法制定

原則 一般競争方式

不良不適格業者の参入

明治33年

### 指名競争方式に転換

- ・透明性・客観性・競争性の確保
- ・国内建設市場の海外開放
- ・ゼネコン汚職事件(H5~6)

平成6年

### 一般競争方式の導入

WTO対象工事

平成10~12年

### 総合評価落札方式の導入

- ・最初の総合評価落札方式の試行
- ・大蔵大臣との包括協議の成立等

透明性・公正な競争・不正行為の排除・適正施工の確保

平成12年

### 入契法の制定

透明性の確保、公正な競争の促進

低価格入札の急増  
公共工事の品質低下の懸念

平成17年

### 品確法の制定

総合評価落札方式の本格導入

- ・橋梁談合(H17)、水門談合(H19)
- ・透明性・客観性・競争性の確保

### 一般競争方式の拡大

H20年度までに予定価格6千万円以上まで拡大

低価格入札の増加

平成18年

### ダンピング対策

施工体制確認型総合評価方式の試行等

~平成24年

### 総合評価改善

品質確保、優良建設企業の選抜

・行き過ぎた価格競争

- ・総合評価に係る受発注者の負担増大
- ・建設投資減少に伴う地方建設業の疲弊
- ・高知県内談合(H24)

平成26年

### 担い手3法の一体改正

将来にわたる品質確保、中長期的な担い手の育成確保

- ・災害頻発
- ・働き方改革

令和元年

### 新・担い手3法の一体改正

# 1. 入札・契約、総合評価に関する令和5年度のポイント

## 関東地方整備局における入札・契約、総合評価に関する近年の動向と意見

### 動向

#### ○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

⇒働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定。

※建設業についても、改正労働基準法施行の5年後に罰則付き上限規制の一般則を適用。

#### ○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(令和元年6月14日)

・公共工事の品質確保、働き方改革への対応、生産性向上への取組、災害時の緊急対応の充実強化等。

#### ○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和2年1月30日)

### 意見

#### ■ 建設業団体等からの主な意見

##### ○改正品確法

・災害復旧工事における、迅速かつ円滑な入札契約制度の活用

##### ○働き方改革、担い手確保・育成、施工時期の平準化

・週休2日制適用工事の拡大、インセンティブの付与

・若手技術者の育成

・県内業者の受注機会の確保、拡大

・施工時期の平準化の促進、2ヶ年国債、ゼロ国債の一層の拡大

##### ○品質確保、生産性向上、技術力の向上

・ICT土工などの試行工事の拡大、ICT活用技術の普及・定着

##### ○事務負担の軽減

など

■ 不調不落件数の増加

■ 激甚化する災害

■ 罰則付きの労働時間の上限規制  
(令和6年度から適用)

### 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針に反映

#### ポイント

1. 担い手の育成・確保
2. 働き方改革の取り組み強化
3. 不調不落対策
4. 品質確保、生産性向上、技術力の向上

## 2. 令和5年度の実施状況（令和5年12月末現在）

### 目次

2-1	令和5年度の入札・契約の実施状況	5
2-2	令和5年度の総合評価の実施状況	9
2-3	令和5年度の入札・契約、総合評価の取組結果等の報告	10

○令和5年度は、約75%の工事を一般競争で実施。

○不調・不落が見込まれる案件において施工体制の確保を図るために公募型指名競争入札方式、フレームワークモデル工事を活用しているため、指名競争は約21%となっている。

(契約金額: 百万円)

	R 2			R 3			R 4			R 5 (R5. 12月末時点)		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	1,028	78.9%	303,033	876	68.3%	300,527	779	74.7%	303,714	457	74.9%	147,596
指名競争	197	15.1%	36,497	336	26.2%	51,151	217	20.8%	32,728	128	21.0%	17,554
随意契約	78	6.0%	122,696	71	5.5%	16,073	47	4.5%	16,188	25	4.1%	31,715
合計	1,303	100%	462,226	1,283	100%	367,751	1,043	100%	352,629	610	100%	196,865

※250万円未満の工事を除く

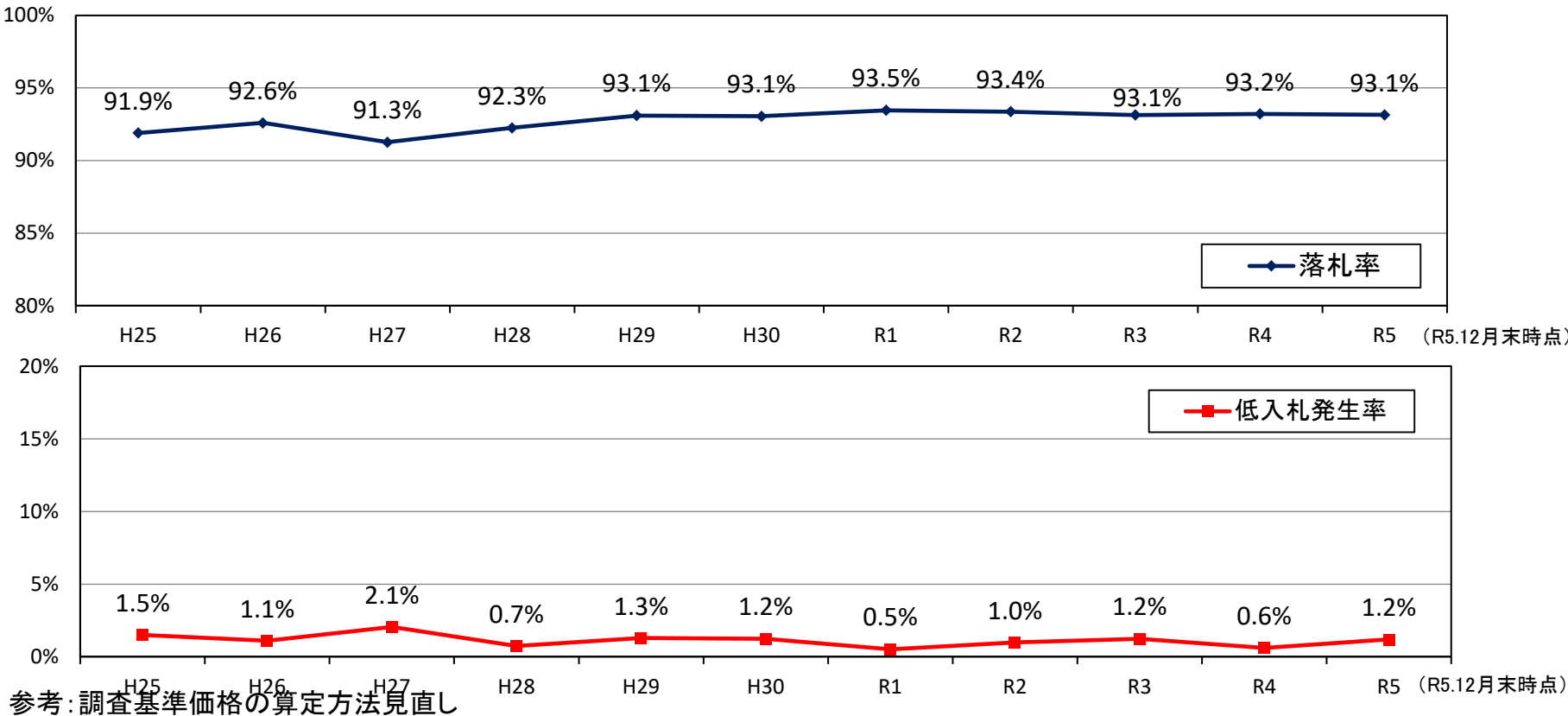
※指名競争は、災害復旧工事、公募型指名競争入札及びフレームワークモデル工事にのみ適用。

上表のうち、災害復旧工事への適用はR2年度に15件あり、R3年度以降は適用していない。

※随意契約には、特命随契のほか、不調随契を含む。

# 2-1. ②落札率・低入札発生状況

○落札率は、近年90%台で推移しており、令和5年度は**93.1%**。  
 ○低入札発生率は、近年1.0%程度で推移しており、令和5年度は**1.2%**。



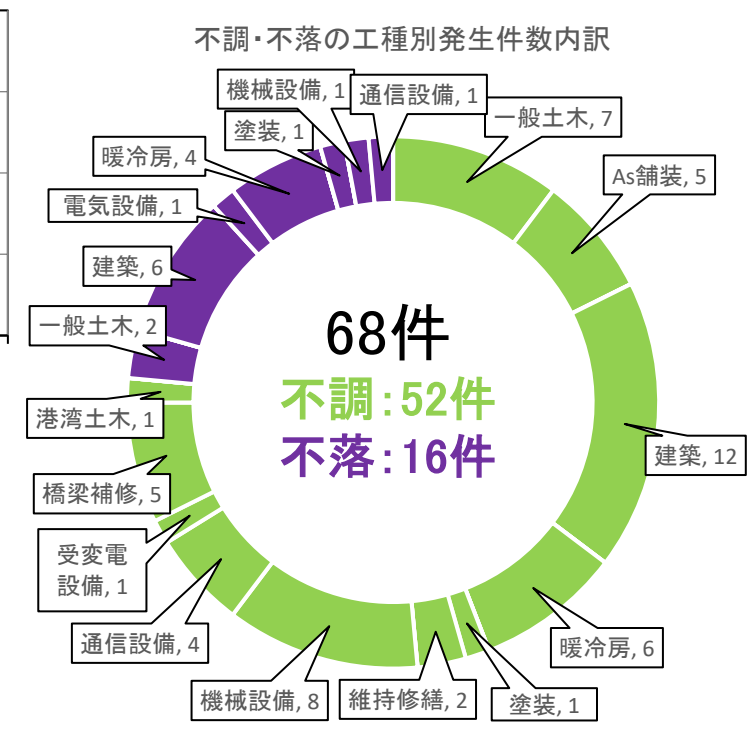
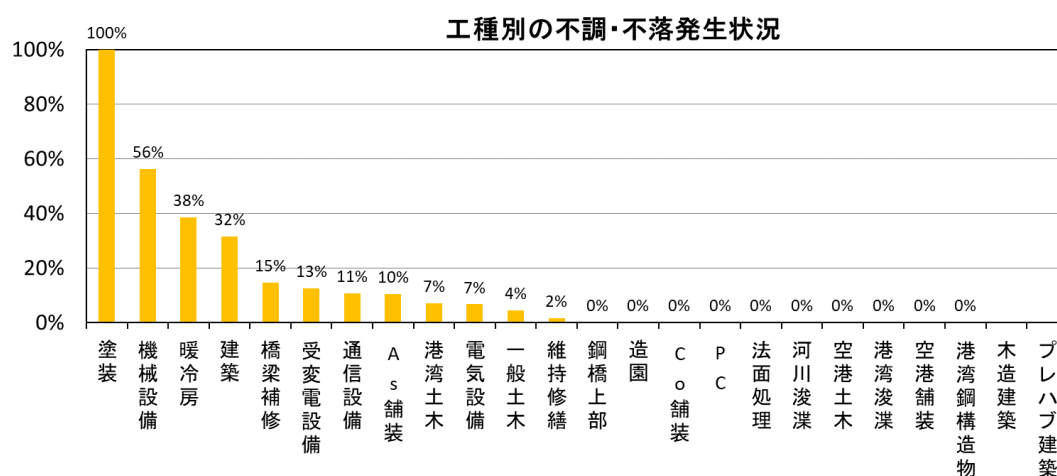
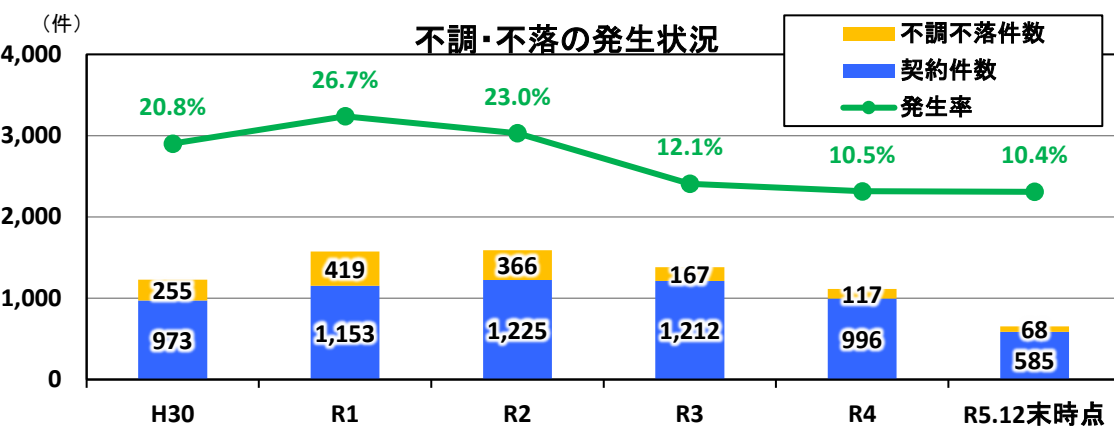
	H25	→	H28	→	H29	→	R1	→	R4
①直接工事費	95%	→	95%	→	97%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	80%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	55%	→	55%	→	55%	→	55%	→	68%
【範囲】	7.0/10~9.0/10				→ 7.5/10~9.2/10				

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く  
 ※250万円未満の工事を除く

# 2-1. ③不調・不落発生状況

(R5. 12月末現在)

○令和5年度の不調・不落発生率は**10.4%**であり、近年改善が図られている。  
 ○工種別では、塗装工事、機械設備工事、暖冷房衛生設備工事、建築工事で30%を超えており特に高く、更なる取組の推進が必要。



※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く  
 ※250万円未満の工事を除く

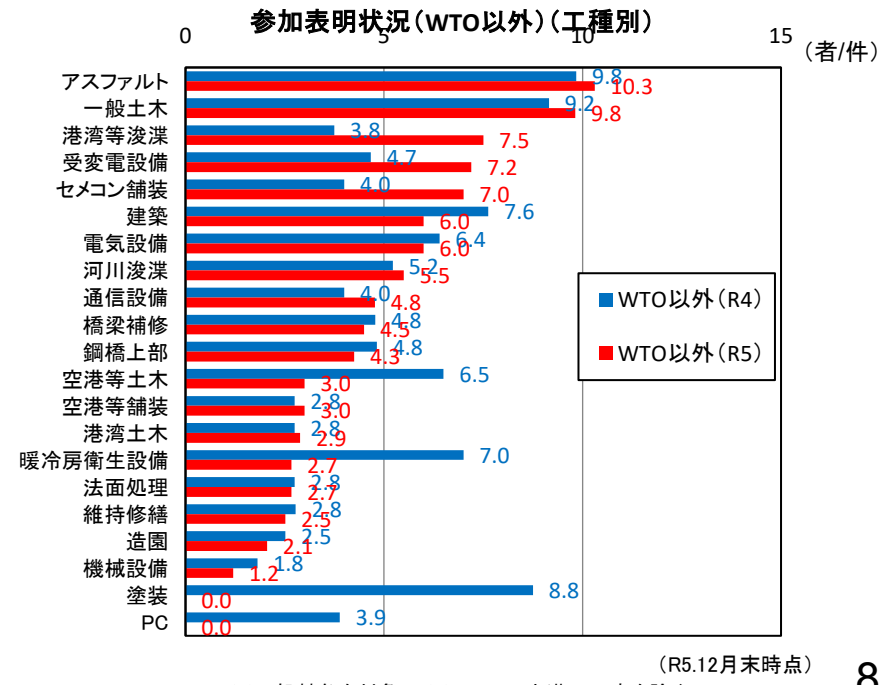
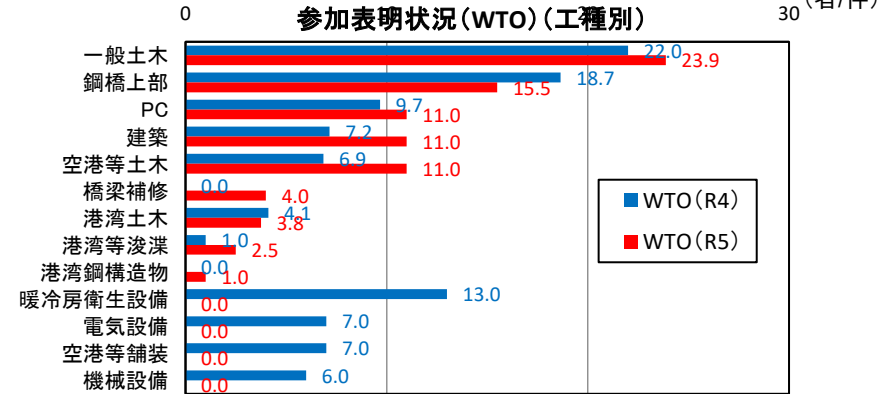
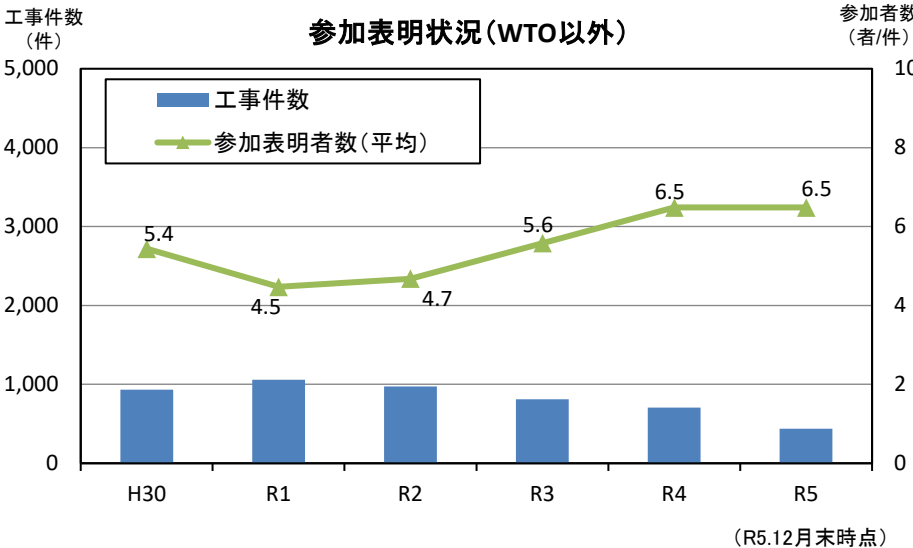
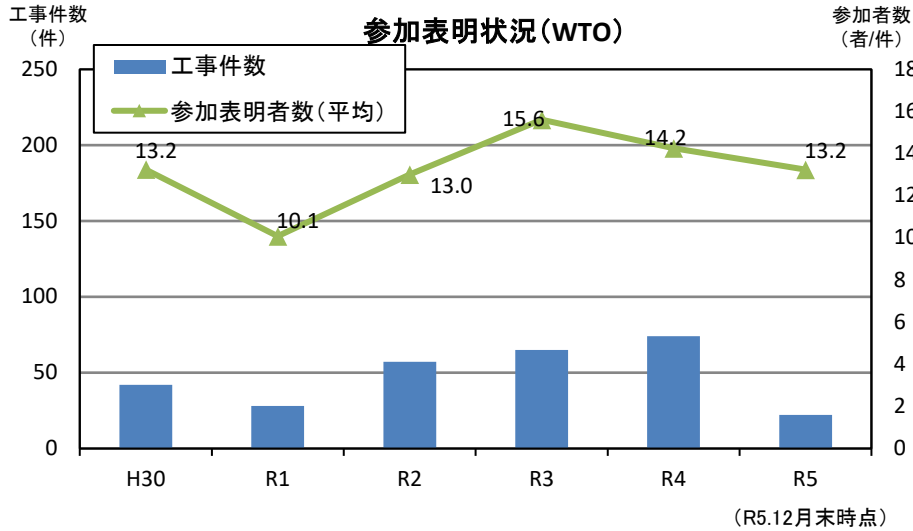
	塗装	機械設備	暖冷房	建築	橋梁補修	受変電設備	通信設備	As舗装	港湾土木	電気設備	一般土木	維持修繕	鋼橋上部	造園	Co舗装	PC	法面処理	河川浚渫	空港土木	港湾浚渫	空港舗装	港湾等鋼構造物	木造建築	プレハブ建築
発注件数	2	16	26	57	34	8	47	48	14	15	206	125	7	24	1	5	3	4	4	4	2	1	0	0
不調不落件数	2	9	10	18	5	1	5	5	1	1	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



# 2-1. ④参加表明者の状況

(R5. 12月末現在)

○令和5年度契約工事の平均参加表明者は、WTO対象工事で13.2者、WTO対象工事以外で6.5者であり、競争性が確保されている。

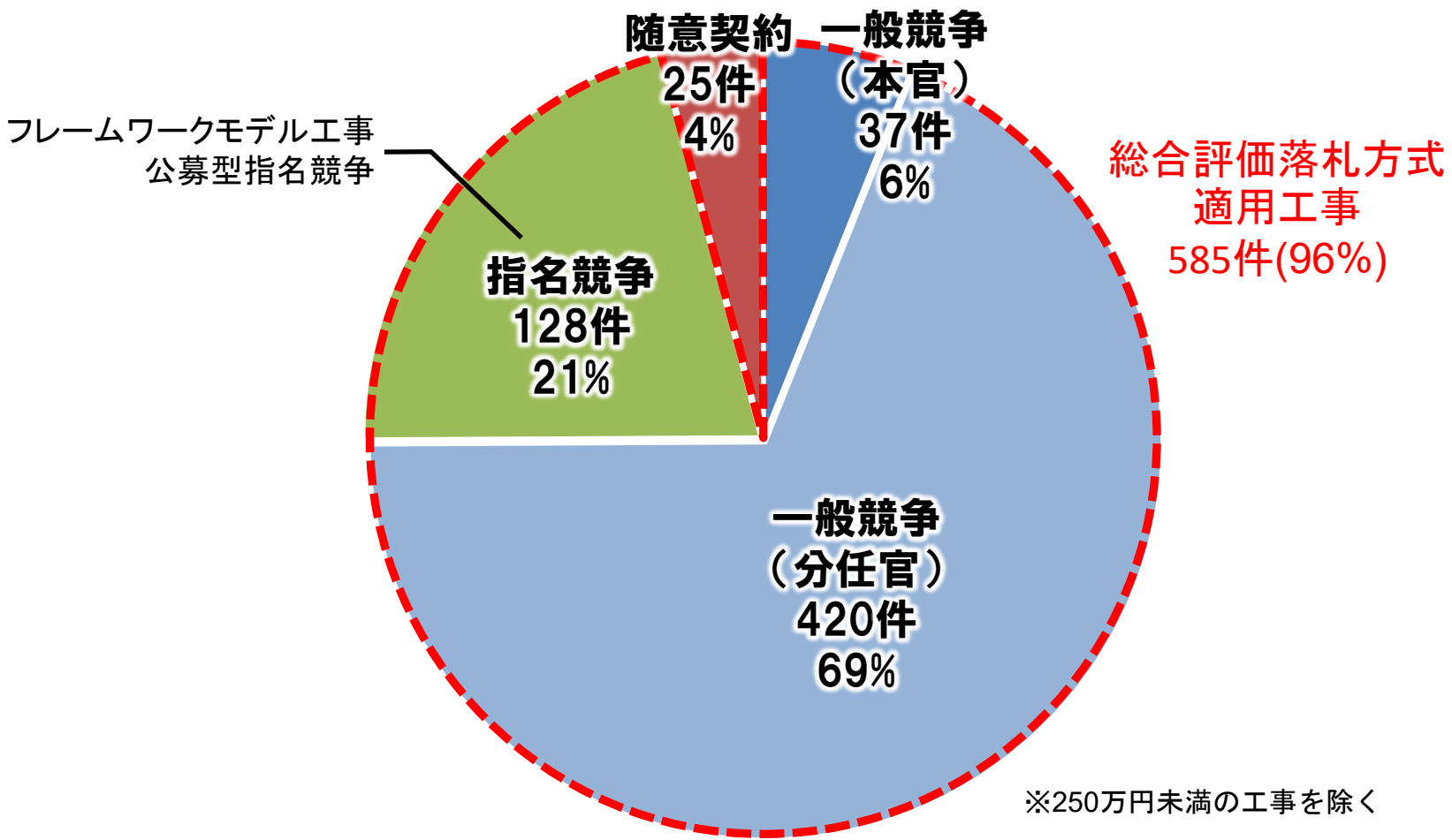


※一般競争を対象 ※250万円未満の工事を除く

○令和5年度の全契約工事のうち、随意契約を除く全ての工事で総合評価落札方式を適用。

令和5年度工事契約件数（R5.12月末時点）

610件



※250万円未満の工事を除く

## 2. ①多様な入札・契約の取組状況

(R5. 12月末現在)

	取組の目的	取組内容	概要	R3年度 契約件数	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数 (R6.3末見込み)
入札・ 契約制度	担い手の育成・確保	女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。</li> <li>工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。</li> </ul>	0件	0件	10件
		監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。</li> <li>交代時期以降は育成技術者に交代することができる。</li> </ul>	37件	40件	57件
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。</li> <li>対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。</li> </ul>	17件	15件	10件
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。</li> </ul>	143件 (67組)	86件 (42組)	98件 (44組)
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。</li> </ul>	2件	2件	1件
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。</li> </ul>	28件	48件	14件
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。</li> <li>余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。</li> </ul>	821件	688件	666件
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。</li> <li>対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。</li> </ul>	42件 (147フレーム)	19件 (67フレーム)	6件 (27フレーム)
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。</li> <li>対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。</li> </ul>	294件	198件	165件
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。</li> </ul>	35件	15件	18件
※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く						
全体契約件数				1,283件	1,043件	約900件

## 2. ②多様な総合評価の取組状況

(R5. 12月末現在)

	取組の目的	取組内容	概要	R3年度 契約件数	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数 (R6.3末見込み)
総合評価 落札方式	担い手(企業)の 確保	<b>自治体実績チャレンジ型</b> (令和4年8月～) ※平成25年度～令和4年7月は 自治体実績評価型	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体 (都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	144件	評価型:64件 チャレンジ型:24件	59件
		<b>技術提案チャレンジ型</b> (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の 競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき 事項」を3段階で評価。	2件	1件	0件
		<b>地域防災担い手確保型</b> (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係 る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害 活動の実績等を評価)	141件	100件	38件
		<b>企業能力評価型</b> (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務 手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	-	-	25件
	担い手(技術者)の 育成・確保	<b>若手技術者活用評価型</b> (平成25年度～) ※令和4年8月以降評価項目見 直し	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置 することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技 術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	170件	159件	132件
		<b>技術者育成型</b> (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事 していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう 方式。	4件	6件	15件
	不調・不落対策	<b>地域防災実績評価型</b> (令和2年度～) ※フレームワークモデル工事及び公募型 指名競争入札に適用	・災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点 から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。	293件	177件	23件
		<b>実績評価型</b> (令和2年度～) ※公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	44件	37件	16件
		<b>企業実績評価型</b> (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公 募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	-	-	130件
	生産性向上、 技術力の向上	<b>新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型</b> (平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階 にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されてい る技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品 質の向上を図るための方式。	44件	21件	16件
<b>新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型</b> (平成29年度～)			45件	46件	21件	
<b>新技術導入促進型(II型)</b> (平成29年度～)		・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階 に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効 率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	1件	1件	2件	
全体契約件数※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く				1,283件	1,043件	約900件 <sup>11</sup>

# 3. 令和6年度の実施方針(案)

## 目次

3-1	入札・契約制度における動向と意見	13
3-2	令和6年度の実施方針(案)のポイント	14
3-3	令和6年度の実施方針(案)	15
3-4	実施方針の適用時期	31

令和5年度実施方針のポイント

意見

■ 建設業団体等からの主な意見 (R5年度意見)

○働き方改革、担い手確保・育成、施工時期の平準化

- ・若手技術者、女性技術者の育成
- ・県内業者の受注機会の確保、拡大
- ・技術者に関する要件の緩和

○事務負担の軽減

- ・入札手続きスケジュールの改善 など

R5年度の実施状況

- 不調不落の発生状況は令和2年度以降、改善の傾向
- 罰則付きの労働時間の上限規制 (令和6年度から適用)

令和6年度実施方針のポイント

1. 担い手の育成・確保
2. 働き方改革の取り組み強化
3. 不調不落対策
4. 生産性向上、技術力の向上

の取組を更に推進、深化

1. 「担い手の育成・確保」、「働き方改革の推進」、「不調不落対策」、「生産性・技術力の向上」の取組を**更に推進、深化**

## 2. 主な改善点

### ◆ 担い手の育成・確保

- 地域インフラの担い手となる企業や若手技術者の育成、確保に関する試行工事、評価項目の新設、見直し

### ◆ 働き方改革の取組推進

- WLB関連認定を受けている企業の加点評価の適用工事を拡大

### ◆ 不調不落対策

- 引き続き、入札・契約手続きや総合評価において取組を実施

### ◆ 生産性向上・技術力の向上

- インフラDX関東表彰の創設及び総合評価において受賞者を加点評価

## 3-3. ① 令和6年度 実施方針(案)における主な事項

### 1. 担い手育成・確保対策の推進

- ・地域の担い手としての企業を確保するため、「地域密着工事型」、「自治体実績チャレンジ型」の積極活用を行う。
- ・「地域防災担い手確保型」について、**災害活動の実施状況を踏まえて柔軟に適用**できるように評価項目の見直しを実施。
- ・若手技術者の活用促進を一層図るため、「技術者育成型」、「若手技術者活用評価型」の積極活用を行う。
- ・配置予定技術者の自由設定項目に**「40歳以下の主任(監理)技術者の配置」を新設**。企業の自由設定項目の「35歳以下の若手技術者の資格」の評価において、**CPDSを評価対象に追加**。
- ・自由設定項目の「手持ち工事量比率」の評価項目について、受発注者の事務手続きの省力化及び担い手企業の育成確保を図ることを目的に、評価基準を**「当年度の新規契約工事の有無」に見直し**。
- ・主任(監理)技術者として経験を有さない若手技術者の育成機会の創出のため取り組んでいた「若手技術者登用促進型」について、年齢要件などを撤廃した**「主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)」**を実施。**(港湾空港関係)**

### 2. 働き方改革の推進

- ・**ワーク・ライフ・バランス関連認定を受けた企業**の配点基準の見直しを図る。令和6年度中に**全評価方式において本項目の適用を必須とする**。
- ・自由設定項目の「週休2日制工事の施工実績」について、取組の拡大やR6年4月からの罰則付き上限規制の適用を踏まえ、配点及び評価基準を見直すとともに、今後数年を目途に順次評価の縮小化を図る。

### 3. 受発注者双方の事務負担の軽減

- ・「段階的選抜方式」、「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」を積極的に実施する。
- ・「段階的選抜方式」のチャレンジ枠における一次選抜者数の見直しを行う**(上位15者とし、上位から15者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む)**。

### 4. 不調・不落対策

- ・不調不落が予想される工事において施工体制の確保を図るため、「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」の試行を継続する。
- ・「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」における総合評価方式については、引き続き災害協定等の必須項目に加え、企業の同種工事の施工実績または災害活動実績を評価する「企業実績評価型」を適用する。
- ・「余裕期間制度」は発注量や地域特性に応じて適切に活用を行う。引き続き「不調随契」の積極活用を行う。

### 5. 生産性向上・技術力向上

- ・インフラ分野におけるDXの推進として**インフラDX大賞(関東表彰)の創設**と併せて、**本省表彰、関東表彰を加点対象とする**。
- ・新技術の更なる活用促進を図るため、新技術活用導入促進Ⅰ型(施工能力評価型)において、有用な新技術に加え、**活用評価未完了技術の活用**を加点評価に追加する。
- ・「新技術導入促進Ⅱ型」について、評価項目間の配点バランスの改善を図るため、**評価配点を見直し**。

### 6. その他

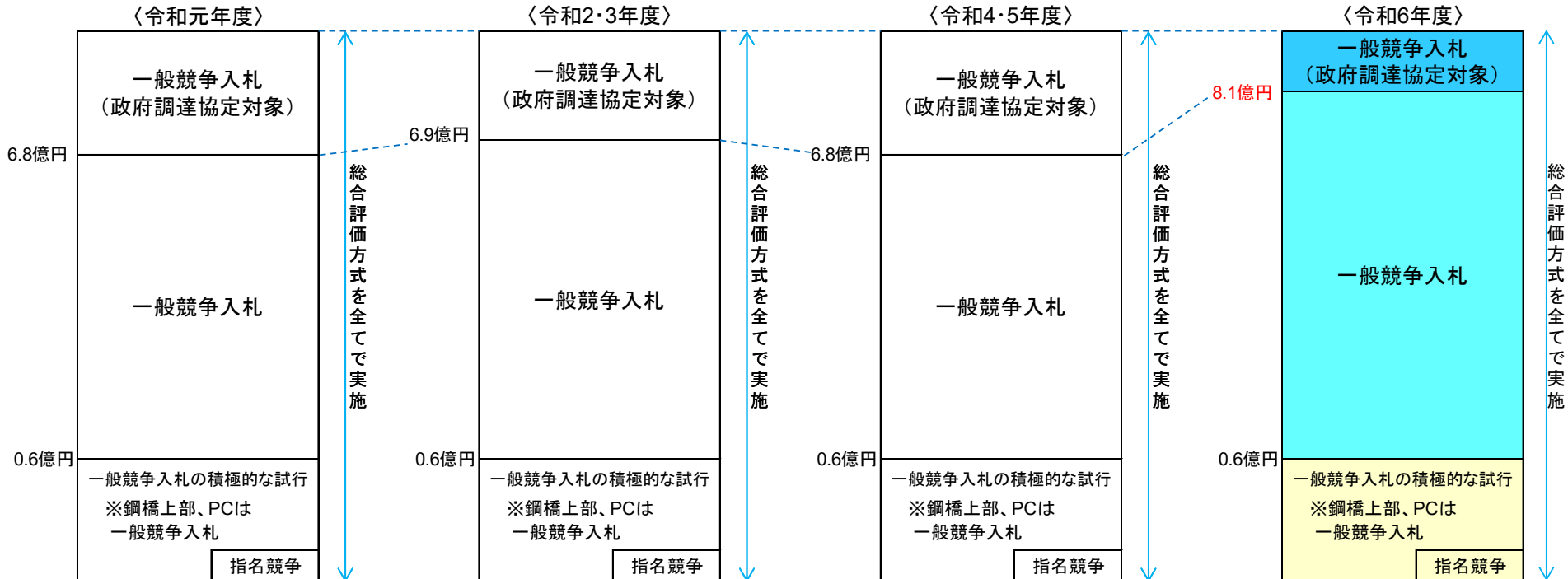
- ・一般競争入札(政府調達協定対象)の対象金額を6.8億円以上から**8.1億円**以上に見直し。
- ・企業の技術力の自由設定項目について、各評価項目の適用状況や加点状況を踏まえ重点施策項目を見直しを図る。



### 3-3. ② 令和6年度 入札・契約の運用方針

令和6年4月1日以降の契約案件より適用 《見直し》

○一般競争入札(政府調達協定対象)の対象金額を6.8億円以上から8.1億円以上に見直し



### 3-3. ③ WLB関連認定企業の評価(対象拡大・配点の見直し)

本省通知を踏まえ適用時期を設定 《見直し》

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和6年度中に工事種別や等級等にかかわらず**全ての総合評価落札方式案件で評価対象**とする。
- 評価基準に変更は無く、女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 配点は1点とする
- 適用開始時期は、本省通知を踏まえ設定する。

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

令和6年4月1日以降の公告案件より適用 《見直し》

- 現在、港湾土木WTO対象の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和6年度中に評価対象を港湾土木A等級及びWTO対象の工事に拡大する。
- 評価基準に変更は無く、女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 配点は1点とする
- 令和6年4月1日以降の案件より適用する。

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

### 3-3. ③ WLB関連認定企業の評価(対象拡大・配点の見直し)

本省通知を踏まえ適用時期を設定 **《見直し》**

- 対象拡大を見据え、配点基準の見直しを図り、現行の配点基準に新たにWLB認定評価を追加する。
- 企業の能力等の評価項目から独立させることとし、配点は全方式において1点とする

#### <配点割合>

#### ■施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40《30》※3(30)※4		総合評価対象 3《2》※3(2)※4	総合評価対象 1
施工計画	企業の能力等※2 20《20》※3(15)※4	技術者の能力等 20《10》※3(15)※4	賃上げの実施に関する評価 3《2》※3(2)※4	WLB関連認定企業の評価 1

- ※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。
- ※2 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。
- ※3 《 》の配点は、「技術者の能力等\_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とし、《 》内の点数とする。
- ※4 ( )の配点は、施工体制確認型でない場合とし、( )内の点数とする。

#### ■技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(50)※1			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1
	段階的選抜対象 30(20or30)※1				
技術提案 30(30or20)※1	企業の能力等 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1	
(WTO対象)	総合評価対象 60(50)※1	段階的選抜対象 30		総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1
技術提案 60(50)※1	企業の能力等※2 15	技術者の能力等※2 15	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1	

- ※1 ( )の配点は、施工体制確認型でない場合とし、( )内の点数とする。
- ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

#### ■技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1

- ※1 ( )の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
- ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。
- ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

令和6年4月1日以降の公告案件より適用 **《見直し》**

○対象拡大を見据え、配点基準の見直しを図り、現行の配点基準に新たにWLB認定評価を追加する。  
 ○段階的選抜方式を適用しないWTO対象工事のみ他の評価項目から独立させることとし、これ以外は全て企業の能力等の自由設定項目とする。配点は全方式において1点とする。

<配点割合>

■ 施工能力評価型  
I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30) <sup>※2</sup>	総合評価対象 3(2) <sup>※2</sup>
施工計画 <sup>※1</sup>	企業の能力等 20(15) <sup>※2</sup>	賃上げの実施に関する評価 3(2) <sup>※2</sup>
	技術者の能力等 20(15) <sup>※2</sup>	

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。  
 ※2 ( )の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

■ 技術提案評価型  
S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(40) <sup>※1</sup>	総合評価対象 4(3) <sup>※1</sup>
	段階的選抜対象 30(20) <sup>※1</sup>	
技術提案 30(20) <sup>※1</sup>	企業の能力等 15(10) <sup>※1</sup>	賃上げの実施に関する評価 4(3) <sup>※1</sup>
	技術者の能力等 15(10) <sup>※1</sup>	
(WTO対象)	総合評価対象 60	総合評価対象 4
(段階選抜を行う場合)	段階的選抜対象 <sup>※2</sup> 30	
技術提案 60	企業の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 4
	技術者の能力等 15	
(WTO対象)	総合評価対象 60	総合評価対象 1
(段階選抜を行わない場合)	総合評価対象 4	総合評価対象 1
技術提案 60	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1

※1 ( )の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。  
 ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

■ 技術提案評価型  
A型

総合評価対象 70(50) <sup>※1</sup>	段階的選抜対象 <sup>※3</sup> 40or60	総合評価対象 4(3) <sup>※1</sup>
技術提案 70(50) <sup>※1</sup>	簡易な技術提案 <sup>※2</sup> 20	賃上げの実施に関する評価 4(3) <sup>※1</sup>
	企業の能力等 20	
	技術者の能力等 20	

※1 ( )の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。  
 ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。  
 ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

### 3-3. ④ 関東地整インフラDX大賞の創設・加点評価

令和6年8月1日以降の公告案件より適用

《新規》

- 建設分野におけるDX促進のため、令和6年度より関東地整においてインフラDX大賞を創設予定。
- これと併せて、総合評価においてインフラDX大賞(本省表彰、関東地整表彰)受賞者を加点評価する。
- 配点は、本省表彰及び関東局長表彰は2点、事務所長表彰は1点とする。

評価項目		評価基準	評価点	
企業の技術力	インフラDX大賞	インフラDX大賞の有無について評価する	本省表彰(国土交通大臣表彰、優秀賞)、 関東局長表彰	2
		<評価対象とする表彰年度> ・国土交通本省の表彰(国土交通大臣表彰及び優秀賞)はR5年度に受けた表彰 ・関東地方整備局の表彰(局長表彰及び事務所長表彰)はR6年度に受けた表彰 ※上記への切替は令和6年8月1日		
			表彰無し	0

#### インフラDX大賞(国土交通本省)

- ・国土交通省は、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革に繋がる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、令和4年度にインフラDX大賞を創設
- ・表彰対象は、次に掲げるいずれかの取組のうち、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して、建設生産プロセスの高度化・効率化、国民サービスの向上、組織の働き方や文化・風土の改革等につながる優れた実績をあげた取組
  - ①各発注機関から受注した工事・業務において前年度に完了した取組(元請け、下請けを問わない)
  - ②その他、前年度に各団体が独自に実施した取組(「i-Construction 推進コンソーシアム会員の取組部門」に対する応募を対象)
- ・関東地整における総合評価落札方式においては上記①を加点対象とする

# 3-3. ⑤ <PDCA検証> 難工事施工実績、難工事功労表彰等

## ⇒ 現行の評価を継続。必須項目の適用外とする

### P(計画)

- 評価の目的：不調不落対策、担い手の育成・確保、品質確保
- 適用開始年度：難工事施工実績 H21年度、難工事功労表彰等 H22年度
- 評価基準・方法

【評価項目】：○難工事施工実績

関東地方整備局(港湾関係除く)の発注した工事において、「難工事指定」された工事のうち、過去1年間に元請けとして、完成・引き渡し完了した施工実績の有無について、評価する。

○難工事功労表彰等

関東地方整備局(港湾関係除く)の発注した工事において令和5年度に受賞した難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等いずれかの有無について、評価する。

【適用対象工事種別】：全ての工事種別

【評価対象となる工事種別】：全ての工事種別

【その他】

- ・難工事施工実績は、対象工事の工事成績評定点が70点以上の施工実績を評価。
- ・災害関連感謝状は関東地方整備局または当該工事の発注事務所長が贈呈した感謝状のみを評価。
- ・新技術活用・生産性等向上工事表彰は当該工事の発注事務所の表彰のみを評価
- ・令和3年8月より重点施策項目とし必須項目としている

【評価基準・評価点】(標準タイプの総合評価落札方式の場合)

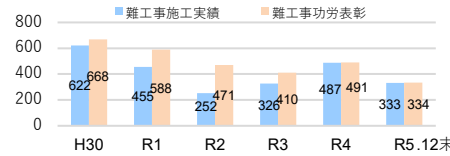
項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	難工事施工実績	実績あり	1
		実績なし	0
	R5年度に受賞した難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労・貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用・生産性等向上工事表彰等	表彰あり	1
		表彰無し	0

### D(実施)

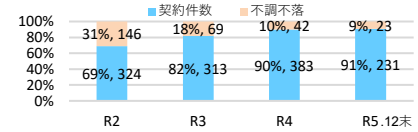
○試行結果

- ・難工事施工実績、功労表彰等の評価項目の適用件数は、H30年以降は減少傾向を示していたが、R3年8月以降重点施策項目に設定したため、R4年度は適用件数が増加した。
- ・R2年度以降、加点を受ける企業の割合が増加しており、R4年度は約半数まで増加。
- ・難工事指定工事における平均参加者数、契約率は重点施策項目に指定前より改善傾向。

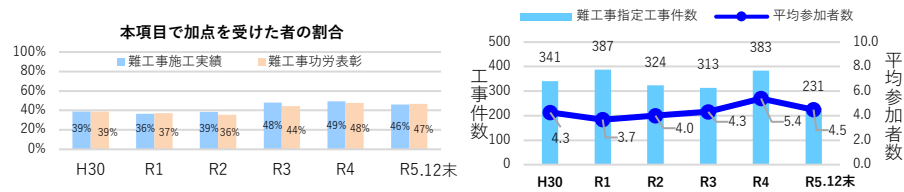
難工事施工実績・難工事功労表彰の適用工事件数



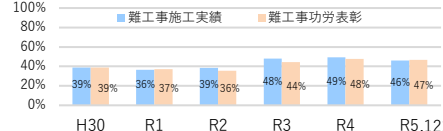
難工事指定工事の契約状況



難工事指定工事件数及び平均参加者数



本項目で加点を受けた者の割合



### A(対応)

○対応	継続	見直し	廃止
	○		

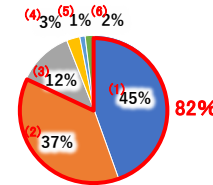
- ・本項目は難工事指定工事への参加促進を図る観点から難工事施工実績及び難工事功労表彰等のインセンティブ付与として適用しているものである。
- ・令和3年8月以降の適用件数の増加に伴い、難工事指定工事の平均参加者数、契約率が改善しており、また参加企業のアンケートからも本項目により難工事指定工事への参加促進に寄与していると考えられる。
- ・総合評価における加点者の割合は、概ね参加者の半数程度であり、極端な偏りは見られず適切と考えられる。
- ・以上のことから、本評価項目については継続とする。
- ・自由設定項目の選択の自由度を確保する観点から、難工事功労表彰等は**必須項目(重点施策項目)の対象外**とする。

### C(評価)

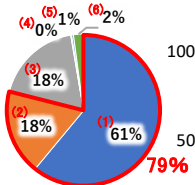
○評価

- ・参加者へのアンケート結果より、難工事施工実績等がインセンティブになっていると回答した企業が82%、今後も難工事指定工事に参加意欲があると回答した企業が79%であり、不調不落対策として受注意欲促進の効果は認められる。
- ・難工事施工実績と難工事功労表彰等の両項目を評価対象とした工事において加点を受けた企業のうち、両方の項目で加点を受けている企業が7割近くを占める。

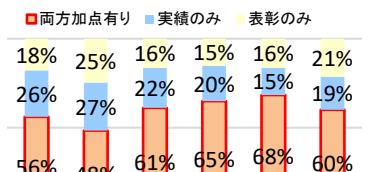
【難工事施工実績等のインセンティブ】



【今後の参加意欲】



難工事実績・表彰等の両方を評価した工事において加点を受けた者の内訳(落札者)



## ⇒評価項目、評価基準、配点を見直し

令和6年8月1日以降の公告案件より適用

### P(計画)

○評価の目的：品質確保(急激な受注増加は、企業のバックアップ体制や技術者の体制等が脆弱になる可能性が示唆されていることから、品質確保の促進を図るため「手持ち工事量」を評価。)

○適用開始年度：H17年度

○評価基準・方法

[評価項目]：関東地方整備局の発注した工事において、競争参加者が有する本発注工事の工事種別の手持ち工事量比率について、評価する。

[適用対象工事種別]：全ての工事種別

[評価対象となる工事種別]：発注工事の工事種別

[その他留意事項]

- ・契約年度に受注額を計上する。翌工事の場合は契約年度に4割、翌年度に6割計上。
- ・国債工事の場合は、各年度の支払い限度額を計上。
- ・変更契約を行っている場合は、変更増減額を変更契約日の属する年度に計上

[評価基準・評価点] (標準タイプの総合評価落札方式の場合)

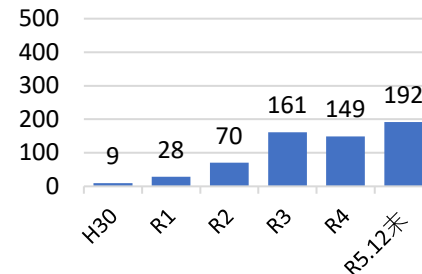
項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	手持ち工事量比率を評価 ※手持ち工事量比率＝ 契約年度受注額／ 過去3年間の平均受注額	手持ち工事量比率0.5未満、又は 契約年度受注額が0	2
		手持ち工事量比率0.5以上1.0未満	1
		手持ち工事量比率1.0以上、又は 過去3年間の平均受注額が0 (ただし契約年度受注額が0の場合を除く)	0

### D(実施)

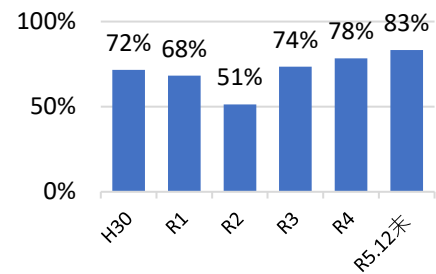
○試行結果

- ・適用件数は近年徐々に増加しており、R3、4年度は概ね150件程度適用している。
- ・競争参加者のうち加点を受けた企業の割合は、R3年度以降増加傾向で、R4年度は約8割となっている。

適用工事件数



加点を受けた企業の割合  
(全参加者における割合)



### A(対応)

○対応

	継続	見直し	廃止
		○	

- ・本項目は、工事の品質の観点から当該工事種別の手持ち工事量比率を評価する項目である。
- ・参加企業へのアンケートの結果、評価基準が複雑でわかりにくい、あるいは算定に手間を要する理由から評価基準を改善してほしいという意見が4割程度得られた。また発注者においても各企業の手持ち工事量比率の算定において負担が大きいため、受発注者双方の事務負担軽減の観点で評価項目の見直しが必要と考えられる。
- ・また、近年の完成工事においては手持ち工事量比率と工事成績評定には優位な関係性が見られないことから、評価の目的や適用対象工事の見直しが必要と考えられる。
- ・以上のことから、地域のインフラ整備の担い手となる企業の確保や、直轄工事の受注実績の少ない企業の参加を促すことを目的に、「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を評価することとする。

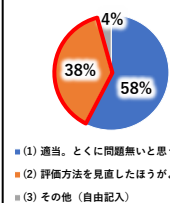
項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事が無い	1
		当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事が有る	0

### C(評価)

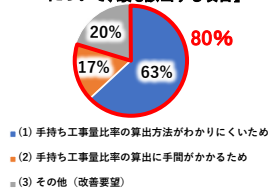
○評価

- ・現在の評価方法に関する競争参加者へのアンケートでは、見直した方が良いという意見が38%、その理由としては、手持ち工事量比率の算出方法がわかりにくいという意見が最も多く80%であった。
- ・また手持ち工事量の評価と工事成績評定との関係性は低い。

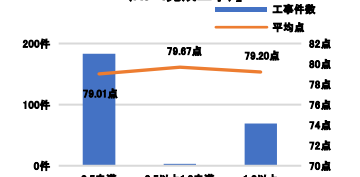
【(1)現在の評価方法についてどう思いますか】



【(1)で「見直したほうがよい」と回答した方のうち見直した方がよい理由について、最も該当する項目】



【手持ち工事量比率と工事成績評定点(R3・4完成工事)】





# 3-3. ⑦<PDCA検証>週休2日制適用工事の施工実績 ⇒評価基準、配点を見直し。今後順次縮小化を図る

## P(計画)

- 評価の目的： 担い手の育成・確保、働き方改革
- 適用開始年度： H30年度

### ○評価基準・方法

[評価項目]： 関東地方整備局発注工事において審査基準日から過去1年間に取得した「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無について、評価する。

[適用対象工事種別]： 全ての工事種別

[評価対象となる工事種別]： 全ての工事種別

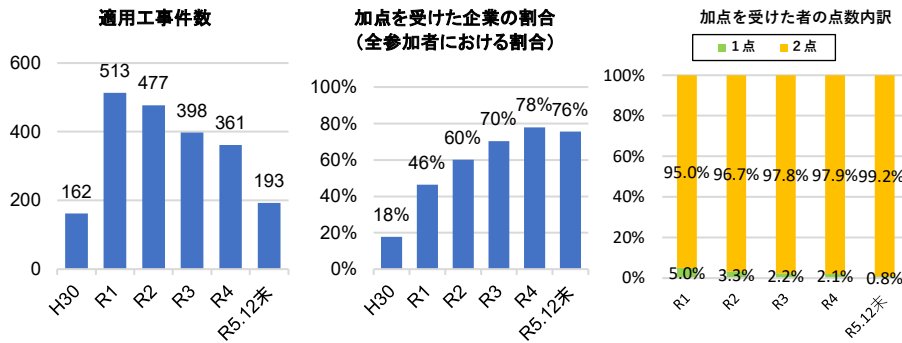
[評価基準・評価点] (標準タイプの総合評価落札方式の場合)

項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	発行から1年間の「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無を評価	取組証(4週8休(28.5%)以上)がある場合	2
		取組証(4週6休(21.4%)以上、4週8休(28.5%)未満)がある場合	1
		取組証無し	0

## D(実施)

### ○試行結果

- ・本項目を適用した工事件数はR元年度をピークに徐々に減少しているが、一定程度適用されている。
- ・競争参加者のうち加点を受ける企業の割合は年々増加しており、**7~8割が適用**。
- ・加点を受けたものにおける点数内訳は、2点の加点を受けた者がほとんどである。



## A(対応)

### ○対応

	継続	見直し	廃止
		○	

- ・本項目は週休2日制工事の取組促進を図るため、H30年度より適用している。
- ・本項目で加点を受けた企業の割合は年々増加しR4年度は8割程度に達していることから、本項目の適用により、週休2日制工事の取組が促進されてきたと考えられる。
- ・既発注工事においては、取組証の発行および総合評価にて加点評価する旨を明示していることから、当面の間、取組証を受けた者への加点評価を継続する必要がある。
- ・現在、週休2日制工事の取組は原則全ての工事を発注者指定方式としていることから、本項目については今後縮小していく必要があると考えられる。
- ・以上のことから、**R6年度においては、配点を現行の2点から1点に見直すこととし、今後も引き続き週休2日制工事の取組全体と整合を図りつつ、本項目の見直しをするものとする。**

## C(評価)

### ○評価

- ・週休2日制適用工事の取り組みは、令和3年度から全ての工事で原則「発注者指定方式」により発注されており、加点を受けた企業の割合は年々増加している。
- ・加点状況はほとんどが2点(4週8休以上の取組実績)での加点であり、各企業において週休2日の取組が拡大していると考えられる。
- ・そのため、総合評価における点差は生じにくくなっている。
- ・一方、週休2日制工事の取組としては、令和5年度発注工事においても、引き続き履行実績取組証の発行及び総合評価において加点する旨を明示している。

評価項目	評価基準	評価点
発行から1年間の「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の有無を評価	取組証(4週6休(21.4%)以上)がある場合	1
	取組証無し	0

令和6年8月1日以降の公告案件より適用 **《見直し》**

- 将来の担い手となる技術者の育成・確保に関する自由設定項目の追加、見直しを実施
- ・「40歳以下の主任(監理)技術者の配置」を追加
  - ・若手技術者の資格の項目において、継続教育の取得状況を評価対象に追加

評価項目		評価基準	評価点
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置の有無	本工事の主任(監理)技術者として40歳以下の技術者を配置する場合	1点

評価項目		評価基準	評価点
企業の技術力	若手技術者(35歳以下)の活用及び資格	本工事の現場代理人又は担当技術者として35歳以下の若手技術者を配置する場合	1点
		(上記で配置する)若手技術者の資格※1の有無 又は継続教育の取得状況	1点

※1 対象資格:競争参加資格として配置予定技術者に求める資格及び本工事の対応する1級、2級施工管理技士補  
評価対象:配置予定技術者の評価項目で対象とする建設・建築系団体の継続教育の証明書

# 3-3. ⑨ <PDCA検証>新技術導入促進型(I型)施工能力評価型

(R5年度データはR5.12月末現在)

## ⇒評価基準、配点を見直し

令和6年8月1日以降の公告案件より適用

### P(計画)

○目的  
発注者が指定するテーマについて実用段階にある新技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質、生産性、技術力の向上を図る

○取組内容 <試行期間：H29年度～>

評価項目：発注者が指定するテーマに関するNETIS登録の「有用な新技術※」を競争参加者が事前に申請  
※有用な新技術とはNETIS登録の、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術をいう  
対象工事種別：全ての工事種別 対象型式：施工能力評価型I型、II型

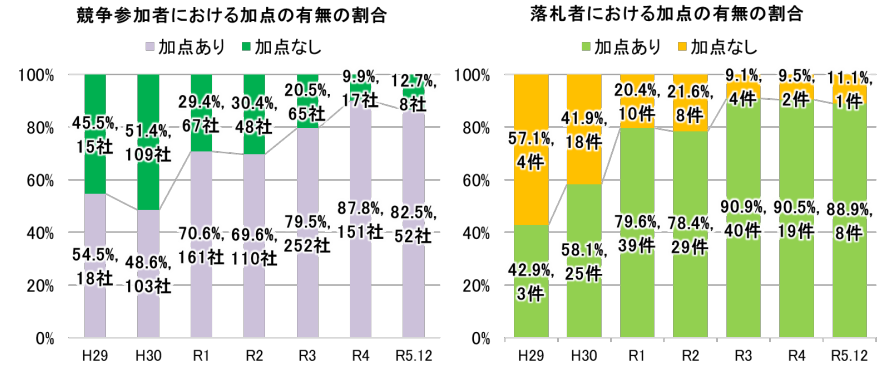
#### 【配点表】

項目	細目	評価項目	施工能力評価型II型 (標準タイプ)の場合		
			満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	20点	5点	◎
		工事実績(都県・政令市の実績も評価可能)		6点	◎
		新技術の導入促進 ※発注者が指定するテーマ		3点	◎
	自由設定項目	自由設定項目	6点	○	
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	20点	6点	◎
		同種工事の工事実績(都県・政令市の実績も評価可能)		6点	◎
		優秀工事技術者表彰(都県・政令市の表彰も評価可能)		4点	◎
		自由設定項目		自由設定項目	4点
合計			40点		

### D(実施)

○試行結果

・施工能力評価型では、競争参加者のうち加点評価を受ける者の割合が経年的に増加しており、令和4年度は約9割まで増加。落札者における加点評価を受ける者の割合は、令和3年度以降、9割を超過している。



### A(対応)

○対応	継続	見直し	廃止	本運用
		○		

・本試行工事において、有用な新技術を活用するとして加点を受けた企業の割合が9割まで増加している。また受注企業や監督職員へのアンケートにて、いずれも当試行を経て活用された新技術により工事品質や施工性、安全性等において効果があったという回答が大多数を占めており、新技術の有効性が示される結果が得られた。以上のことから、新技術の活用促進及び工事の品質等の向上に効果が高いと考えられるため、本試行を継続する。

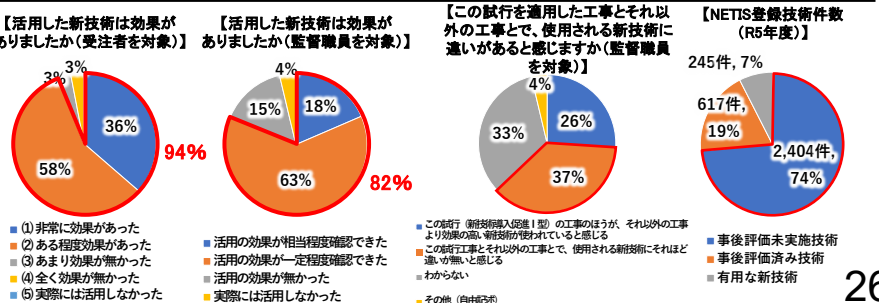
・現状、評価対象としている「有用な新技術」は、NETIS登録技術の7%に過ぎないことから、使用される新技術の固定化の懸念があることから、参加者の新技術を活用する提案の選択肢を増やすとともに、まだ実績の少ない効果的な新技術の活用が促進されるように、従来の「有用な新技術」に加え、NETIS登録技術の約3/4を占める「事後評価未実施技術」を活用する場合にも加点することとする。

【見直し案】

評価基準	評価点
発注者が指定するテーマに関する有用な新技術を活用する	1点
上記に加え、発注者が指定するテーマに関する事後評価未実施の新技術を活用する	2点(計3点)

### C(評価)

○評価  
・参加企業のうち、加点を受ける割合は年々増加し、概ね8～9割に達している  
・受注企業へのアンケートでは、94%が活用した新技術は効果があったと回答。  
・監督職員へのアンケートでは、82%が使用された新技術が効果があったと回答。また37%が「この試行工事とそれ以外の工事とで、使用される新技術にそれほど違いが無い」と感じており、「この試行の方が、それ以外の工事より効果が高い新技術が使われている」(26%)を上回った。  
・NETISに登録されている技術の74%が活用実績が少なく事後評価が未実施である。



⇒配点を見直し

令和6年4月1日以降の公告案件より適用 《見直し》

- 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式
- 現在、「施工計画」と「新技術の実証」の配点を同等(30点)としているところ。
- 「新技術の実証」の評価が相対的に落札結果に大きく影響していることから、配点基準の見直しを図る

【概要】 ○技術提案評価型S型に適用

○発注者が指定するテーマに関する実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術(NETIS登録技術でない、若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術)の提案を求める。

○評価項目、評価基準：

- ・施工計画、工事全般の施工計画 ……標準的な技術提案評価型と同様(5段階評価)
- ・新技術の実証 ……指定テーマについて、新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しの4項目について評価
  - Ⅱ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められ、かつ新規性又は有効性が特に高い提案
  - Ⅰ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められる提案
  - (不採用)：4つの評価項目のいずれかが認められない提案

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)		
			現行	改定案	選択	現行	改定案	選択
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。	15	22	◎			
	新技術の実証	指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し。	15	8	◎	30	15	◎
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。				30	45	◎
	ヒアリング	※必要に応じて実施				※		○
企業の技術力			15	15	◎			
技術者の技術力			15	15	◎			
合計			60	60		60	60	

### 3-3. ⑪地域防災担い手確保型(災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮)

令和6年8月1日以降の公告案件より適用 《見直し》

- 災害発生時の迅速な活動の担い手を確保するため、企業の防災に係る取組態勢・活動実績等を重点的に評価する方式
- 近年災害活動の実績が減少しており、競争性の確保の観点から本方式の適用が困難な状況
- 災害活動の実施状況を踏まえ、評価項目や配点の一部を選択できるように見直しを図る

#### 【配点表】

現行	項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制		30点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無			3点	◎
		災害協定の有無			4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無			18点 (3件まで加点可能)	◎
	企業の施工能力	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量			2点	◎
合計				30点		

#### 改定

項目	細目	評価項目	満点	災害活動実績が多い場合 評価点	災害活動実績が少ない場合 評価点	選択
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績		-	3点	○
		緊急時の施工体制		3点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		3点	3点	◎
		災害協定の有無	20点	4点	4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		9点 (3件まで加点可能)	3点	◎
	企業の施工能力	同種工事の施工実績		-	3点	○
		本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事の有無		1点	1点	◎
合計			20点			

### 3-3. ⑫段階的選抜方式 チャレンジ枠(試行)

令和6年4月1日以降の公告案件より適用 **《見直し》**

○段階的選抜方式のチャレンジ枠における選抜者数の取扱いについて、見直しを実施

【概要】 <H22～>

受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次選定し、選抜された者に対して二次審査を行う方式。

【H30～ チャレンジ枠設定】 一次選抜数を拡大し、落札者の固定化対策として実施

チャレンジ枠：最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数(切り上げ)を選抜  
※切り上げは、半数及び同点者を切り上げ



【R5～ 受発注者双方の事務負担軽減のためチャレンジ枠を見直し】

チャレンジ枠：最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数(切り捨て)を選抜  
※15者を上限(15者を越えない範囲の同位で切り捨て)



**今回**

【R6～ チャレンジ枠を拡大見直し】

チャレンジ枠：上位15者

(上位から15者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む)

R3年度～ (全36工事) 参加者数と選抜者数の試算

	参加者数	選抜者数		
		①10者+半数 切り上げ	②10者+半数 15者上限 切り捨て	③上位15者 切り上げ
平均	25.1	19.5	13.7	16.1
最大	36	27	15	21
最小	15	13	11	13

注) 高度な技術力を求める工事においては、技術提案による評価を行うことが望ましいことから、段階的選抜方式を採用しないものとする。

### 3-3. ⑬主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)【港灣空港関係】

令和6年4月1日以降の公告案件より適用 **《見直し》**

- 平成30年度より「若手技術者登用促進型(工事)」として若手技術者の育成・確保を図ってきたところ
- 今般、担い手不足や技術者の高齢化等に起因した、入札時に求められる施工経験を有する技術者の減少に対して、持続的な担い手確保に向けて、年齢要件等を撤廃し新たに「主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)」として見直し

(従前)  
若手技術者登用促進型(工事) 平成30年度～

- 対象工事  
全発注工事案件(競争参加者が選択)
- 技術者の要件、評価方法  
技術指導者
  - ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たす  
(施工実績、工事成績、表彰等は技術指導者の実績で評価)
- ※工事難易度Ⅰ～Ⅲかつ予定価格3億円未満の工事では技術指導者の専任を要さない
- 若手主任(監理)技術者
  - ・満40歳未満
  - ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たす

(見直し)  
主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事) 令和6年度～

- 対象工事  
全発注工事案件(競争参加者が選択)
- 技術者の要件、評価方法  
技術指導者
  - ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たす  
(施工実績、工事成績、表彰等は技術指導者の実績で評価)
- ※工事難易度Ⅰ～Ⅲかつ予定価格が**政府調達協定の基準額未満**の工事では技術指導者の専任を要さない
- 主任(監理)技術者未経験者
  - ・(年齢制限なし)
  - ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たす

対象工事(受注)実績(平成30年度～令和5年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
若手技術者登用促進型 (受注)実績	4件	7件	2件	2件	2件	3件	20件

○実施方針の適用、評価項目の切替および入札説明書の改定は、以下の時期に実施する

- ① R6実施方針の適用(②~④を除く)  
工事成績及び表彰関係の切替  
→**公告日が令和6年8月1日以降の案件**
- ② 工事実績に関する評価の切替  
新技術導入促進Ⅱ型の見直し  
段階的選抜方式における選抜者数の見直し  
主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)の適用【港湾空港関係】  
→**公告日が令和6年4月1日以降の案件**
- ③ R6入札・契約の運用方針の見直し  
→**契約日が令和6年4月1日以降の案件**
- ④ ワークライフバランス関連認定企業の加点評価の見直し  
→**港湾空港案件以外は、本省通知を踏まえ設定する。  
港湾空港関係は公告日が令和6年4月1日以降の案件**